

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

令和 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長

印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（船便、航空） 小包（船便、航空）、 特殊、 EMS	
3. 差出人 (住所) (氏名)		
4. 名宛人 (住所) (氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)